

横須賀忠利議員に対する議員辞職勧告決議

私たち高根沢町議会議員は、議員として町民から負託を受けたその職責の重さを深く自覚し、高い倫理観と見識を持って、町政の進展と町民の幸せの実現に努めなければなりません。

その目的の実現に向け、平成25年12月に「高根沢町議会議員政治倫理条例」を制定し、町民との信頼関係を築いてきました。さらに、令和6年2月、高根沢町議会の最高規範である「高根沢町議会基本条例」を全員一致で可決しました。

高根沢町議会基本条例第5条（議員の政治倫理）では、「議員は、町民の代表としてその倫理性を常に自覚し、自己の地位に基づく影響力を不正に行使することによって、町民の疑惑を招くことのないよう行動しなければならない」としています。

また、高根沢町議会議員政治倫理条例第4条2項では、「議員は、政治倫理に反する事実があると疑惑を持たれた場合には、率先してその疑惑を解明し、責任を明らかにしなければならない」とし、より開かれた信頼される議会及び町民との信頼関係の実現を目指すため、議員が活動上において疑惑がもたれた場合は、しっかりと説明責任を行うことが求められています。

こうした中、横須賀忠利議員は、自身の発言や街宣活動により精神的苦痛を受けたとして、鬼怒川東部土地改良区職員から損害賠償請求の訴訟を起こされ、東京高等裁判所で損害賠償金の支払いが確定し、それらの行為が高根沢町議会議員政治倫理条例第4条（政治倫理基準）第1号「町民全体の代表として、その職務に関して、不正の疑惑をもたれるおそれのある行為をしないこと」に違反する疑いがあるとして、令和6年9月13日付で、森弘子議員を代表とする議員8名から、横須賀忠利議員を審査対象とした審査請求書が議長あて提出されました。

設置された高根沢町議会議員政治倫理審査会で確認した東京高等裁判所の控訴審判決によると、横須賀忠利議員が土地改良区職員に行った発言の中には、職員に危害を加える内容や犯罪者扱いする内容のものもあり、それらは職員らを畏怖させ、人格権を侵害し、社会的相当性を逸脱していると認めています。また、土地改良事務所に街宣車を横付けし、童謡や軍歌を爆音で流し、街宣車のマイクで拡声した街宣活動の中にも、職員らを畏怖させ、表現の自由の観点を考慮しても社会的相当性を逸脱していると認めているものがあります。

令和6年12月3日に審査会から議長に提出された審査結果報告書には、審査会の意見として、「こうした横須賀忠利議員の土地改良区職員に対する言動等は、町民の暮らしを守るために奔走すべき議員の行動として断じて許容されるものではなく、高根沢町議会議員政治倫理条例第4条第1項の規定する政治倫理基準に違反していると判断せざるを得ない。」と記されています。

また、横須賀忠利議員から事実確認を行うために令和6年11月5日に開催した第3回の審査会で、「民事事件だから政治倫理審査会の対象ではない」、「そのようなことも分からない審査会では話ができないので帰る」と発言するなど、審査会委員の質問に対し真摯に応えようとする姿勢がみられなかったことは、高根沢町議会議員政治倫理条例第4条第2項に抵触すると思われま

す。さらに、「度を越えたことをやられれば、度を越えたことをやりますから」と審査会委員に対して制裁を加えるかのような発言があったことや、後日、出席していた委員の自宅に配達記録付き郵便で審査会における委員の発言に関する「情報公開質問状」を送り付ける行為は、横須賀忠利議員が高根沢町議会政治倫理条例の目的を理解しているとは言い難く、議員の資質に欠けるものであります。

これらのことから、審査会では横須賀忠利議員に対して必要と認める措置は「議員辞職勧告」と決定しました。

審査結果報告書は、提出された同日に開催した全員協議会（議員間協議）で報告し、その後、議長が横須賀議員に議員辞職勧告を行おうとしましたが、横須賀議員が拒否したため、文書による議員辞職勧告を郵送で行いました。言うまでもなく、議会における議員の身分に関する決議は軽々しく扱われるべきではありません。

今回の横須賀議員の損害賠償請求の対象となった行為や、審査会での行為、審査会委員に対する行為、議員辞職勧告を無視する行為は、町民の代表者である議員としてあるまじき行為であり、高根沢町議会に対する町民の信頼を失墜させた横須賀議員の責任は極めて大きく、断じて許されるものではありません。

よって、高根沢町議会は、横須賀議員が議員として自らその責任を重く受け止め、自らの意思により速やかに議員を辞職するよう強く勧告します。

以上、決議します。

令和7年3月14日

高 根 沢 町 議 会